

かすみがうら市教育委員会 2月定例会会議録（HP掲載分）

1 招集期日

平成27年2月26日（木）

2 招集場所

霞ヶ浦庁舎 大会議室

3 出席委員

委員 長	田 澤 高 保
委 員	中 島 和 彦
委 員	飯 村 恵 子
委 員	宮 本 雪 代
教 育 長	大 山 隆 雄

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

学 校 教 育 課 長	坂 本 重 男
生 涯 学 習 課 長	
(兼)あじさい館長	中 泉 栄 一
生涯学習課副参事(兼)図書館長	宮 本 敏 光
郷 土 資 料 館 長	屋 代 久 雄
学校教育課教育指導室長	塚 谷 吉 行
学校教育課課長補佐	斎 藤 隆 男
学校教育課総務係長	鈴 木 教 男
政策秘書課課長補佐	神 野 厚

6 協議事項

議案第 7号 かすみがうら市学区審議会委員の委嘱について  
議案第 8号 かすみがうら市立新治小学校・七会小学校・下稻吉小学校学校医師の  
委嘱について  
議案第 9号 かすみがうら市福祉館運営協議会委員の委嘱について  
議案第10号 かすみがうら市指定有形文化財の指定について  
議案第11号 かすみがうら市指定有形文化財の指定について  
議案第12号 かすみがうら市指定史跡の指定について  
議案第13号 かすみがうら市指定無形民俗文化財の指定について  
協議第 1号 地方自治法第180条の2の規定による事務の補助執行等について  
(追加)

## 7 会議の概要

開会 午前9時00分

- 学校教育課長： 起立、礼、着席。  
 本日は、定例教育委員会に出席していただきまして、大変ご苦勞様でございます。それでは、委員長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。
- 委員長： おはようございます。本日は、5名の委員さんが出席されておりますので、会議は成立いたします。これより、2月の定例教育委員会を開催いたします。  
 最初に、教育長より事務報告を求めます。
- 教育長： 資料教育長動静により報告する。(2月の教育長事務報告、内容省略)
- 委員長： ただいまの報告について、何か質疑等ございましたらお願いします。  
 特にございませんか。特にないようでしたら、早速、今月の議案に入ります。  
 では最初に、議案第7号「かすみがうら市学区審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 学校教育課長： はい、それでは資料の2ページをご覧頂きたいと思ひます。  
 議案第7号かすみがうら市学区市議会委員の委嘱について、平成27年2月26日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。かすみがうら市学区審議会委員の委嘱について、かすみがうら市学区審議会条例第3条の規定により、下記のとおり委嘱するというもので、先の市議会議員の改選に伴いまして、条例第3条第2号で規定しております学識経験者のうち、市議会議員の委嘱を行うものです。委嘱するものにつきましては、田谷文子議員でございます。任期につきましては、前任者の残任期間で、平成27年3月27日から平成27年10月31日までとなります。市議会では、文教厚生委員でございます。説明については、以上です。
- 委員長： ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。  
 (「質疑なし。」の声あり)  
 質疑がないようですので、議案第7号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
 (「異議なし。」の声あり)  
 ご異議なしと認めます。よって議案第7号原案のとおり決します。  
 次に、議案第8号「かすみがうら市立新治小学校・七会小学校・下稲吉小学校学校医師の委嘱について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。
- 学校教育課長： はい、それでは資料の3ページをご覧頂きたいと思ひます。  
 議案第8号 かすみがうら市立新治小学校・七会小学校・下稲吉小学校学校医師の委嘱について、平成27年2月26日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。かすみがうら市立新治小学校・七会小学校・下稲吉小学校学校医師の委嘱について、かすみがうら市立学校管理規則第20条の規定により、下記のことを委嘱するということで、解職する太田誠医師から解職の申し出がございました。本年3月31日をもって解職ということになります。その後、に委嘱する方ですが、太田仁医師で委嘱日を4月1日と予定しております。説明については、以上です。
- 委員長： ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。  
 (「質疑なし。」の声あり)  
 質疑がないようですので、議案第8号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
 (「異議なし。」の声あり)  
 ご異議なしと認めます。よって議案第8号原案のとおり決します。  
 次に、議案第9号「かすみがうら市福祉館運営協議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 生涯学習課長： はい、それでは資料の4ページをご覧頂きたいと思ひます。

かすみがうら市福祉館運営協議会委員の委嘱について、平成27年2月26日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。かすみがうら市福祉館運営協議会委員の委嘱について、かすみがうら市福祉館運営協議会規則第3条の規定により、下記のとおり委嘱するというもので、議員の選挙によるものでございます。

矢口龍人さんと佐藤文雄さんが今まで委員でございましたが、それを岡崎勉さんと設楽健夫さんに委嘱するものでございます。説明については、以上です。

委員 長 : ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。

(「質疑なし。」の声あり)

質疑がないようですので、議案第9号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第9号原案のとおり決します。

次に、議案第10号「かすみがうら市指定有形文化財の指定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

郷土資料館長 : はい、それでは資料の5ページをご覧頂きたいと思います。

議案第10号かすみがうら市指定有形文化財の指定について、平成27年2月26日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。下記の文化財を、かすみがうら市指定有形文化財に指定したいので、教育委員会の議決を求めるというものでございます。

かすみがうら市指定有形文化財に指定するものとして、鰯口、所在地は有河、宗教法人龍福寺にあるものでございます。次の6ページに文化財保護審議会からの答申が出ております。説明については、以上です。

委員 長 : ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。

(「質疑なし。」の声あり)

質疑がないようですので、議案第10号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第10号原案のとおり決します。

次に、議案第11号「かすみがうら市指定有形文化財の指定について」を議案といたします。事務局の説明を求めます。

郷土資料館長 : はい、それでは資料7ページをご覧頂きたいと思います。

議案第11号かすみがうら市指定有形文化財の指定について、平成27年2月26日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。下記の文化財を、かすみがうら市指定有形文化財に指定したいので、教育委員会の議決を求めるというものでございます。

かすみがうら市指定有形文化財に指定するものとして、木造薬師如来座像、加茂にある南円寺のものでございます。8ページに文化財保護審議会からの答申が出ております。説明については、以上です。

委員 長 : ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。

委員 : 有形文化財ですが、一般の方がいつでも見られるのでしょうか。

郷土資料館長 : 南円寺につきましては、見ることは出来ます。ただ、市内文化財でお堂の中や鍵の掛かっている物もあります。その場合は、管理者に話して見せて貰うようになります。

来年度に文化財の一斉公開という形で、日程を決めて出来るだけ見られるように計画しております。

委員 : 公開するというのは、皆さんにはどのように周知するのですか。

郷土資料館長 : 広報誌などに掲載を考えているところです。今までは、文化財マップを見ながら自由に歩いて頂くという形で進めています。

生涯学習課長：一斉公開日は、来年度初めてやるということで、今、準備を進めているところです。今、館長から説明があったように基本的には持ち主の方に連絡をし、見て貰うということで、なかなか積極的な方でないと思われたいということがあります。なので、日程を決め、周知をし、全部の方に協力頂けるかは分かりませんが、なるべくその日にはどこにいても見られるような体制をとっていきたいと考えています。

委員長：その他、何か、ご異議ありませんか。  
（「異議なし。」の声あり）  
ご異議なしと認めます。よって議案第11号原案のとおり決めます。  
次に、議案第12号「かすみがうら市指定史跡の指定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

郷土資料館長：はい、それでは資料の9ページをご覧頂きたいと思います。  
議案第12号かすみがうら市指定史跡の指定について、平成27年2月26日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。下記の史跡を、かすみがうら市指定史跡に指定したいので、教育委員会の議決を求めるといってございまして。かすみがうら市指定史跡に指定するものとして松山瓦窯跡、中志筑2112-7、2124の一部、2411-3と入っております。10ページに文化財保護審議会からの答申が出ております。説明については、以上です。

委員長：ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。  
（「質疑なし。」の声あり）  
質疑がないようですので、議案第12号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
（「異議なし。」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第12号原案のとおり決めます。  
次に、議案第13号「かすみがうら市指定無形民俗文化財の指定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

郷土資料館長：はい、それでは資料の11ページをご覧頂きたいと思います。  
議案第13号かすみがうら市指定無形民俗文化財の指定について平成27年2月26日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。下記の文化財を、かすみがうら市指定無形民俗文化財に指定したいので、教育委員会の議決を求めるといってございまして。かすみがうら市指定無形民俗文化財に指定するものは霞ヶ浦帆引き船操船技術及び帆引き網漁法でございます。所在地は、郷土資料館になっております。12ページに文化財保護審議会からの答申が出ております。説明については、以上です。

委員長：ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。  
委員：指定を受けますと予算などで手厚く頂けることがありますか。

郷土資料館長：予算的には特にはありません。

生涯学習課長：今年度から管理者の霞ヶ浦帆引き船・帆引き網漁法保存会、漁師の方と市民の有志の方で作った組織が立ち上がりまして、そこへ市が補助金を交付しております。その中の事業の一つとして、後継者対策に今年度は取り組み、来年度も拡充し、後継者のための活動を継続して行くということです。それを踏まえた指定ということです。

委員長：その他、何か、ご異議ありませんか。  
（「異議なし。」の声あり）  
ご異議なしと認めます。よって議案第13号原案のとおり決めます。  
以上で、本日の付議案件の審議は、全て終了いたしました。事務局から「地方自治法第180条の2の規定による事務の補助執行等について」を追加したいとの申し出がありますが、本日の協議事項に追加してよろし

いか伺います。

(「異議なし」の声あり)

異議なしとのことですので、日程に追加することにいたします。追加議案について、配布願います。

(事務局から追加議案 配布)

委員長： 配付された資料、協議第1号「地方自治法第180条の2の規定による事務の補助執行等について」を議題といたします。また本日は市長公室政策秘書課課長補佐が出席して下さっております。事務局の説明を求めます。

学校教育課長： それでは、追加議案の1ページをご覧頂きたいと思います。

協議第1号地方自治法第180条の2の規定による事務の補助執行等についての協議、平成27年2月26日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。平成27年2月23日付け、か政秘第60号で市長から「地方自治法第180条の2に基づく協議について」が別紙のとおり提出されましたので、その内容を協議するというものです。協議書が添付されております。

補助執行の事務の内容につきまして、まず私の方から概要を説明させて頂いた後に、市長公室政策秘書課から協議内容を説明いたします。

本日、配付させて頂きました、その他の案件内で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律施行に伴う関係例規の整備について」という資料、その他で説明させて頂くこととなりますが、2ページをご覧いただきたいと思います。

こちらの資料は、地方教育行政改革を後で説明させて頂きますが、その中の2点が補助執行の事務の対象とされています。2ページ下、(3)総合教育会議の設置ということで、こちらについては地方教育行政法の改正が4月からされまして、すべての市町村に総合教育会議の設置が義務付けられたものでございます。設置の根拠は、法第1条の4第1項でございます。主宰は市長が招集するということと、構成員につきましては、市長と教育委員会ということで、教育長及び委員ということになります。

3ページ上の協議事項等ですが、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定、変更。あと2点目が、教育の諸条件の整備、その他の教育振興を図るための重点的施策。次に、児童生徒等の生命又は身体に被害が生ずる(おそれがある)場合等の緊急の場合に講ずるべき措置。こちらはいじめに関する案件と予測され、上記事項に関する構成員(市長と教育委員会)の事務の調整というのが協議内容とされています。その他では、会議は原則公開とし、議事録の作成、公表は努力義務ということが、概ねその他で記載されています。

もう一点、(4)大綱の策定ということで、こちらも4月以降策定されるものです。すべての市町村が策定を義務付けられ、策定者は、市長となっております。対象期間が、4～5年程度となっております。内容につきましては、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるというもので、市の教育に関する大きな方針を定めるものでございます。

次に、教育振興基本計画との関係について、こちらにつきましては、現行の国の教育振興計画における基本的な方針を参酌するというところでございます。既に教育振興基本計画を策定している場合、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当となり、市長が総合教育会議において教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えると判断した場合、別途、大綱を策定する必要はないという様な規定がございます。現在、市の教育委員会では教育振興基本計画を平成28年度まで策定されてお

ります。今度、平成27年度、平成28年度で新たに基本計画の策定を予定しております。それに則った大綱を策定する予定です。

その他ということ、大綱は市長が策定できるが、総合教育会議で十分協議、調整を行うということ、市長が、教育委員会と調整がつかない事項を大綱に記載しても、教育委員会は、該当事項を尊重する義務を負わないなど、調整が付いていない事項の執行については、教育委員会が判断することが主な内容になっております。

資料追加議案の2ページに戻って頂きたいと思います。補助執行の協議を受けている内容につきましては、その他の資料で説明させて頂きました案件となっております。

なお、参考資料に地方自治法180条の2を3～4ページに添付させて頂いております。180条の2は、3ページの一番下の部分になります。普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、該当普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができるようになっておりました、本日は市長より教育委員会へ協議ということで提出されたものです。

わたくしからは、以上でございます。続いて、政策秘書課から説明があります。

政策秘書課課長補佐： お忙しいところ、追加議案としまして提出させて頂きありがとうございました。

いま、学校教育課長よりお話があった通り、地方自治法18条の2に基づく協議ということで説明させて頂きます。地方教育行政組織及び運営に関する法律を一部改正する法律が、今年4月から施行されることによりまして、新たに市長の権限になります総合教育会議運営と大綱の策定に関しまして、教育委員会へ補助執行させることにおいて、より一層効果的かつ効率的に事務の執行が行われるのではないかと考えているところでございます。このことから地方自治法180条の2の規定に基づきまして、教育委員会の方へ補助執行をさせることについて協議させて頂きたいと思っております。説明については、以上です。

委員長： ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。

委員： その他というところで、「教育委員会は、当該事項を尊重する義務を負わない。」とありますが、結局はこういうものによって教育委員会の独自性を保たれているということで解釈をして間違いはないですか。

学校教育課長： はい、そういうことです。教育委員会の権限は元のまま存続します。

委員： その他、何か、ご質疑ありませんか。

(「質疑なし。」の声あり)

他に質疑がないようですので、協議第1号については、異議がありませんとの内容で回答したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、回答文の作成、提出は教育長に一任いたします。ここで政策秘書課課長補佐が退席されます。ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩を取りたいと思います。

(10分間 休憩)

それでは、再開いたします。

では、事業報告及び事業計画の事項に入ります。

学校教育課より、順次、説明をお願いします

学校教育課長： 学校教育課の事業報告及び計画を説明(2月の事業報告及び3月の事業

- 計画、省略)
- 指導室長： 学校教育課 教育指導室の事業報告及び計画を説明（2月の事業報告及び3月の事業計画、省略）
- 生涯学習課長： 生涯学習課社会教育係・スポーツ振興係の事業報告及び計画を説明（2月の事業報告及び3月の事業計画、省略）
- 郷土資料館長： 生涯学習課郷土資料館の事業報告及び計画を説明（2月の事業報告及び3月の事業計画、内容省略）
- 図書館長： 図書館の事業報告及び計画を説明（2月の事業報告及び3月の事業計画、内容省略）
- 生涯学習課長： 霞ヶ浦公民館・千代田公民館の事業報告及び計画を説明（2月の事業報告及び3月の事業計画、内容省略）
- 委員長： ただいまの説明で何か、ご質疑はございませんか。
- 委員： 一般質問の古橋議員ですが、学校教育の箱ものから教育内容の充実予算へのシフトという質問は、どういうことをおっしゃりたいのですか。
- 学校教育課長： 議員の質問では、他市と比べ教育振興費が少ないのではないかという見解がありまして、精査しますと、中身が違うなど一概には判断できない部分がございます。統合等でここ何年が学校設備を進めている状況もありまして、それによって教育振興費が圧縮されているのではないかという質問です。箱ものでなくソフト事業に、子どもの教育に資する事業に振興を図るべきではないかという考えでの問いだと思えます。
- 委員： ソフト面の充実を訴えているのかと思えますが、その点に関しましては来年度何かありますか。
- 学校教育課長： 具体的な事業といたしましては、新しいものでいじめの条例を制定しまして、その未然防止を図るためにCAPいばらきという団体があります。そちらでいじめ防止のプログラムを受けるということで、全小学校の4年生と中学校1年生の全クラスを対象に子どものワークショップと大人のワークショップということで、保護者も含めて新年度予算で計上しております。
- 委員： 以前、お聞きしましたが、学校介助員が県からの補助がなくなるという話でしたが、来年度は何人ぐらい確保できるのでしょうか。
- 教育長： 22人です。
- 学校教育課長： 介助員については、市単独で現在、配置している状況です。平成26年度が当初21人で、対象とする児童が増えまして、現在、22名配置しています。来年度に対しましても同様に22名の配置で予算は計上しております。
- 委員： では、ソフト面でも充実していると答弁できる形で大丈夫ですか。
- 学校教育課長： 圧縮してソフト面を削っている状況ではないということの答弁になるかと思えます。
- 委員： はい、分かりました。
- 委員長： ほかにありませんか。
- 委員： 議会での質問にも出ていますが、千代田地区の統合ということで、予算的に特例債を使っていけないと厳しいと思いますが、いつまでにやらなければならないのですか、タイムスケジュールを教えてください。
- 学校教育課長： 当初は10年ということでしたが、その後条件によって、延長になっています。あとで、報告させていただきます。
- 委員： 生涯学習課は、茨城新聞にも出ておりましたが、情報の発信としましては郷土資料館がすごいと思って見ております。今回も市制10周年として「竹内百太郎と伊藤甲子太郎」の冊子を作り配布するということですが、ちなみに何部作って、予算はどれ位掛かったのでしょうか。
- 生涯学習課長： 今回の作品に限って言いますと、マンガプロダクションに委託という形



で行い、320万円掛かっており、全部で2万部印刷しております。全戸配付で1万4千部、その他は関係機関に配り、残った部分に関しては販売しようと考えております。

今回皆さんにこのマンガを配る一番の目的は、今まで歴史に興味を持っていなかった方にも興味を持ってもらいたいということです。内容も伝記ものというより誰が読んでも読める内容になっております。今回は3月から5月に掛けて、この内容の特別企画展をやる予定です。

委員長： 特にごさいませんか。特にないようでしたら、次にその他の事項に入ります。事務局の説明を求めます。

【その他の案件】

(1) 平成27年度かすみがうら市一般会計予算について（非公開）

(2) 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算について（非公開）

(3) 条例について（非公開）

①地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律施行に伴う関係例規の整備について

②かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

③かすみがうら市いじめ防止等に関する条例の制定について

④かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(4) 統合小学校統合委員会の開催状況について

学校教育課長： 統合小学校統合委員会の開催状況を報告いたします。2月4日に、統合小学校新体操服取扱メーカー選定に係るプレゼンテーションを行いました。結果としましては、記載のように4業者のプレゼンが行われまして、それぞれの統合小学校ごとに採点を行いまして、両小学校とも株式会社ママダが選定されております。

今後のスケジュールとしましては、株式会社ママダと2校それぞれの体操服について、デザインや機能等の詳細を詰めていくこととなります。また、最終のデザイン決定については、各校3点程度のサンプルを作成していただき、各学校での展示期間を経て、保護者等の投票によって決定することとしております。スケジュール的には、11月頃が最終決定を予定しております。説明については、以上です。

委員長： これについて何かありますか。

（「特になし」の声あり）

続きまして、事務局の説明を求めます。

(5) 平成26年度の学校施設整備に係る進捗状況について（非公開）

(6) 市内中学校における傷害事件及び器物損壊事件について（非公開）

委員長： その他、特になければ、次回の定例教育委員会の日程を決めたいと思います。3月30日月曜日、午前9時から霞ヶ浦庁舎大会議室で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そのようにいたします。

以上で、本日の定例教育委員会を閉会いたします。

お忙しい中、ご質疑、誠にありがとうございました。

委員長： 起立、礼。

閉会 午前11時30分

委員長

書 記 斎藤隆男

書 記 鈴木教男